

以上

栗原右衛門佐御使(信景)殿ニ御状御越、拜見仕候、御寺領之儀、先前(度)
申合候(入候者)、去時分、岐阜ニ而各立合申候通、宮上村高辻のり不申
候間、其御心得可被成候、右衛門佐(殿)へも御返事申候(其御通)、弥御不審ニ
被思召候ハ、鈴(者)左馬所ニ本帳御座候間、可被成様子御聞候、
恐々謹言、

霜月廿七日

和田河内(恒成)

判

真長寺

御納所中

※『岐阜県史』史料編古代中世一、七四〇五頁により補正した。